

学校生活のきまり

鬼北町立日吉中学校

1 服装について

(1) 標準服

<冬服>

- ・ 指定する標準学生服（必ず襟カラーを付ける）とズボン
- ・ 指定するセーラー服にネクタイとスカート
- ・ 指定するブレザーとズボンもしくはスカート

<夏服>

- ・ 白の半袖ワイシャツとズボン
- ・ ブラウスにグリーンの棒タイとスカート

※ 移行期間は特に指定しない。

※ 気温、体調等により、長袖カッターシャツ（ブラウス）の使用可

※ 冬季は、ストッキングやタイツでも寒い場合は、防寒のため、スカートの代わりに体操服、部活動で使用しているウインドブレーカー等のズボンを着用してもよい。

(2) 防寒コート等の着用……ウインドブレーカー、コート等防寒の役割を果たすもの。

(3) 上着の下

- ・ 白のワイシャツ・ブラウス、または、派手でなく、襟元からあまり出ないもの

(4) 履き物

- ・ 通学用………白色を基調とした運動靴（体育で利用できるもの）
降雨・降雪時の長靴は可とする。色・柄は問わない。
※ハイカット、ミドルカット、デッキシューズは使用不可
※靴ひもは白色
- ・ 上履き………フロアシューズ（指定）

(5) 靴下等

- ・ 靴下は白、黒、紺、グレーの色のもの（ワンポイント、上段のライン可）
※ 常にくるぶしが隠れているもの
- ・ 女子のストッキング、タイツは可（黒、ベージュ）

(6) 名札

- ・ 指定の名札

(7) 体操服

- ・ 夏冬ともに指定のもの

2 持ち物について

(1) かばん

- ・ 通学用カバン……指定のかばん
- ・ 補助カバン……サブバッグ（スポーツバッグ）等派手でないもの、かばんとしての機能を果たすもの

(2) 学校には、必要なもの以外は持ってこない。ただし、冬季のひざ掛けは認める。

- ※カバンに付けるお守り、目印のキーホルダー等は1つ可とする。
- ・ 現金を持参したときは、朝の会のときに学級担任に預けておく。

※ 標準服及び通学かばん購入先

宇和島市中央町 2-4-20

宇和島被服株式会社「フレンディ」 TEL 22-0114

鬼北町近永 1005-1

うつのみや（衣料品）近永店 TEL 45-0176

3 登校・下校について

- (1) 学校に届けている通学路を通る。
- (2) 通学距離が2 km以上の生徒は、自転車を使用してもよいが、必ずヘルメットを着用する。
(ヘルメットは白色を基調としたものが望ましい)
- (3) 指示のある場合を除き、学校に私服で来ない。
- (4) 下校時刻の厳守。下校時刻のチャイムが鳴り終わるまでに校外へ出る。

4 頭髪について

- (1) 細かい規定は設けないが、前髪が目にかからない、後ろ髪が襟にかからないなど中学生らしいものとする。
- (2) 長くなった場合、ゴムまたはピンで止める。ゴムやピンについては、派手でない色
(黒、紺、茶等)・形とする。
- (3) 整髪料は使わない。

5 その他

- (1) 特別教室の使用は、担当の先生の許可を得る。
- (2) 学校の備品の使用は、先生の許可を得て、使用後はもとの場所に返す。
- (3) 登校後、忘れ物等を取りに帰ることは原則しない。忘れ物をした場合は、先生に相談する。
- (4) 職員室への入室
 - ・ かばんなどは外に置き、服装を正し、言葉遣いに注意する。
 - ・ 冬季、防寒着などは脱いでから入室する。
- (5) 運動場を横切らない。
 - ・ オムニコートは、原則としてソフトテニスのみ使用とする。
- (6) 必要のないときは校外に出ない。
- (7) 弁当の必要なときは、原則として家庭で用意してもらい難しいときには先生に事前に相談する。
- (8) 学校では、特別な場合を除き、ジュース・菓子類の飲食はしない。
- (9) 制汗剤は無香料のもののみ使用を認める。
- (10) 日焼け止めは使用してもよい。
- (11) ハンドクリーム、リップクリームは薬用の無色の物のみ使用してもよい。
- (12) 外泊は、原則禁止とする。